

# フロン類引取システム加入規約

改定日：2023年9月1日

【現行】	【改定】
<p>第4章 回収料金・運搬料金等 第14条（回収料金及び運搬料金の支払）</p> <p>1. 自再協は、本規約第10条に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める回収料金及び運搬料金を加入事業者を支払うものとします。ただし、引渡しにおいて加入事業者による間違い等が発生し、料金を調整する必要がある場合には、加入事業者へ事前連絡の上、支払額を増減できるものとします。</p> <p>2. 自再協は、加入事業者による本規約第10条に基づく引渡実施報告が行われ、毎月末日までに指定引取場所で引取実施報告が行われたフロン類の回収料金及び運搬料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、加入事業者が指定着払い方式を選択した場合は、自再協は、自動車製造業者等が定める運搬料金を直接提携運搬業者に対して支払うものとします。</p>	<p>第4章 回収料金・運搬料金等 第14条（回収料金及び運搬料金の支払）</p> <p>1. 自再協は、本規約第10条に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める回収料金及び運搬料金を加入事業者を支払うものとします。ただし、引渡しにおいて加入事業者による間違い等が発生し、料金を調整する必要がある場合には、加入事業者へ事前連絡の上、支払額を増減できるものとします。</p> <p>2. 自再協は、加入事業者による本規約第10条に基づく引渡実施報告が行われ、毎月末日までに指定引取場所で引取実施報告が行われたフロン類の回収料金及び運搬料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、加入事業者が指定着払い方式を選択した場合は、自再協は、自動車製造業者等が定める運搬料金を直接提携運搬業者に対して支払うものとします。</p> <p><b><u>4. 消費税および地方消費税は、指定引取場所で引取実施報告が行われたときに有効な消費税法および地方税法上適用される税率によるものとします。ただし、以下に該当する事業者については消費税及び地方消費税は支払いません。</u></b></p> <p><b><u>（1）2023年9月30日以前に自動車リサイクルシステムに登録していた事業者</u></b> <b><u>引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者でかつ、消費税および地方消費税を支払われないことに合意した事業者</u></b></p> <p><b><u>（2）2023年10月1日以降新たに自動車リサイクルシステムに登録した事業者</u></b> <b><u>引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者</u></b></p>

# エアバッグ類引取システム加入規約

改定日：2023年9月1日

【現行】	【改定】
<p>第4章 取外回収料金・運搬料金等 第14条（取外回収料金及び運搬料金の支払）</p> <p>1. 自再協は、本規約第10条に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める取外回収料金及び運搬料金を、指定引取場所にて引き取った個数に応じて、加入事業者を支払うものとします。ただし、引渡しにおいて加入事業者による間違い等が発生し、料金を調整する必要が生じた場合には、加入事業者へ事前連絡の上、支払額を増減できるものとします。</p> <p>2. 自再協は、加入事業者による本規約第10条に基づく引渡実施報告が行われ、毎月末日までに指定引取場所で引取実施報告が行われたエアバッグ類の取外回収料金及び運搬料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、加入事業者がエアバッグ類運搬ネットワークを選択した場合は、自再協は、自動車製造業者等が定める運搬料金を直接エアバッグ類運搬ネットワーク業者に対して支払うものとします。</p>	<p>第4章 取外回収料金・運搬料金等 第14条（取外回収料金及び運搬料金の支払）</p> <p>1. 自再協は、本規約第10条に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める取外回収料金及び運搬料金を、指定引取場所にて引き取った個数に応じて、加入事業者を支払うものとします。ただし、引渡しにおいて加入事業者による間違い等が発生し、料金を調整する必要が生じた場合には、加入事業者へ事前連絡の上、支払額を増減できるものとします。</p> <p>2. 自再協は、加入事業者による本規約第10条に基づく引渡実施報告が行われ、毎月末日までに指定引取場所で引取実施報告が行われたエアバッグ類の取外回収料金及び運搬料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、加入事業者がエアバッグ類運搬ネットワークを選択した場合は、自再協は、自動車製造業者等が定める運搬料金を直接エアバッグ類運搬ネットワーク業者に対して支払うものとします。</p> <p><b><u>4. 消費税および地方消費税は、指定引取場所で引取実施報告が行われたときに有効な消費税法および地方税法上適用される税率によるものとします。ただし、以下に該当する事業者については消費税及び地方消費税は支払いません。</u></b></p> <p><b><u>（1）2023年9月30日以前に自動車リサイクルシステムに登録していた事業者</u></b> <b><u>引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者でかつ、消費税および地方消費税を支払われないことに合意した事業者</u></b></p> <p><b><u>（2）2023年10月1日以降新たに自動車リサイクルシステムに登録した事業者</u></b> <b><u>引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者</u></b></p>

# エアバッグ類車上作動処理業務規約

改定日：2023年9月1日

【現行】	【改定】
<p>第4章 車上作動処理委託料金 第12条（車上作動処理委託料金の支払）</p> <p>1. 自再協は、別紙第3項に基づいて加入事業者が行った引渡 実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める車上作動処理委託料金を、加入事業者を支払うものとします。</p> <p>2. 自再協は、加入事業者による別紙第3項に基づく引渡実施 報告のうち毎月末日までに行われた車上作動処理委託料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書を送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。</p>	<p>第4章 車上作動処理委託料金 第12条（車上作動処理委託料金の支払）</p> <p>1. 自再協は、別紙第3項に基づいて加入事業者が行った引渡 実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める車上作動処理委託料金を、加入事業者を支払うものとします。</p> <p>2. 自再協は、加入事業者による別紙第3項に基づく引渡実施 報告のうち毎月末日までに行われた車上作動処理委託料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書を送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。</p> <p><b><u>3. 消費税および地方消費税は、加入事業者による引渡実施報告が行われた時点において有効な消費税法および地方税法上適用される税率によるものとします。ただし、以下に該当する事業者については消費税及び地方消費税は支払いません。</u></b></p> <p><b><u>（1）2023年9月30日以前に自動車リサイクルシステムに登録していた事業者</u></b> <b><u>加入事業者による引渡実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者でかつ、消費税および地方消費税を支払われないことに合意した事業者</u></b></p> <p><b><u>（2）2023年10月1日以降新たに自動車リサイクルシステムに登録した事業者</u></b> <b><u>加入事業者による引渡実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者</u></b></p>